

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税関係事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

彦根市は、個人住民税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

滋賀県彦根市長

公表日

令和7年9月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	個人住民税関係事務						
②事務の内容	<p>個人住民税は、地方税法(第三章第一節(市町村民税)及び第二章第一節(道府県民税))に基づき、その年の1月1日に市町村に居住する者に対し、前年所得に対して賦課徴収を行う地方税であり、その税額は、市町村が確定申告書・給与支払報告書・公的年金等支払報告書等の課税資料から決定する。</p> <p>個人住民税には、市町村が課すことのできる市町村民税と、都道府県が課することのできる都道府県民税が存在し、それぞれにおいて所得額に比例して課税される所得割と原則的に全ての者に対して一律に課税される均等割の賦課額が決定する。これらは、税制改正により必要に応じて逐次、見直しが行われている。道府県民税の賦課徴収については、地方税法第41条により「当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うもの」とされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>また、パリ協定の枠組みの下における日本国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税および森林環境譲与税がある。森林環境税は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、国内に住所を有する個人に対して課税される国税であり、納税は、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円を市町村に納め、市町村が国に払い込む。森林環境税の収入額に相当する額は、客観的な譲与基準により、都道府県・市町村に森林環境譲与税として譲与される。森林環境税の賦課徴収については、地方税法第319条第2項により「市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税及び森林環境税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。」とされていることから、市町村民税と併せて一括して賦課徴収を実施するものである。</p> <p>彦根市は、地方税法、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律および番号法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備(地方税法第294条、第318条) ②納税者、特別徴収事業者からの、各種申告資料の受領(地方税法第317条の2等) ③個人住民税の賦課決定に際し、非課税要件(障害者控除関係情報・生活保護に関する情報等)の確認(地方税法第25条の5、第295条) ④森林環境税の賦課決定に際し、非課税要件(生活保護・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親に関する情報等)の確認(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第4条) ⑤他市町村在住の配偶者・被扶養者情報の確認 ⑥課税標準額の算出、住民税額の決定、通知書の送付(地方税法第313条等) ⑦個人住民税の減免審査に際し、生活保護に関する情報の確認(地方税法第323条) ⑧法令等に規定された業務及び機関に対する課税関係情報の提供及び移転</p>						
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
<選択肢>							
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>1.当初課税準備</p> <p>①納税義務者登録 ・対象年度の課税処理等を行うための、基本情報を登録する。</p> <p>②総括表 ・給与支払者に対する総括表を作成する。</p> <p>③住民税申告書 ・課税対象者に対する住民税申告書を出力する。</p> <p>④定期課税資料 ・納税義務者等より提出される課税資料を登録する。</p> <p>2.課税処理</p> <p>⑤定期課税(税額決定) ・申告書情報等の各種資料の合算を行い、徴収区分を決定し、当初課税処理を行う。</p> <p>⑥扶養・控除対象配偶者否認 ・扶養対象でないことが判明した場合は、課税額の再計算を行う。</p> <p>⑦給与特別徴収税額通知書 ・事業所宛の特別徴収税額決定通知書を作成、通知する。 ・総務省指定様式の特別徴収納入書データを作成する。</p> <p>⑧普通徴収納税決定通知書 ・納税義務者宛の普通徴収納税決定通知書を作成、通知する。</p> <p>⑨年金特別徴収通知書 ・納税義務者宛の年金特別徴収税額決定通知書を作成、通知する。 ・eLTAX連携用に年金特別徴収税額等の通知情報データを作成する。</p> <p>⑩住登外課税 ・他市区町村から送付された地方税法第294条第3項に基づく通知情報を登録する。 ・地方税法第294条第3項に基づき課す場合に当該他の市区町村へ通知する。</p> <p>⑪調定表 ・賦課処理結果を基にした調定表を出力する。</p> <p>3.賦課更正</p> <p>⑫新規申告管理 ・未申告者に対する勧奨の通知を作成し、未申告者からの申告書の受付け、登録を行う。</p> <p>⑬修正申告管理 ・修正申告書等を受付け、登録する。</p> <p>⑭異動情報管理(特別徴収者) ・特徴義務者からの異動情報を受付け、徴収方法の変更等を行う。 ・年金特別徴収者からの異動情報を受付け、徴収方法の変更等を行う。</p> <p>⑮減免管理 ・減免の申請を受付け、審査結果を登録する。</p> <p>⑯税額変更管理 ・修正申告、減免等により税額の変更が発生した場合に税額変更処理を行う。</p> <p>⑰更正通知書 ・税額変更や徴収方法の変更が発生した者に対する更正通知書を作成、通知する。</p> <p>4.外部帳票等発行</p> <p>⑱各種証明書発行 ・所得証明書、課税(非課税)証明書を作成、交付する。</p> <p>⑲通知書発行 ・納税通知書、納税変更通知書、所得照会書を作成、通知する。 ・年金特別徴収分、給与特別徴収分については、eLTAX審査システムにデータ登録を行う。</p> <p>5.照会</p> <p>⑳台帳情報照会 ・課税台帳より、個人の所得、控除、税額、期割等及び事業所情報等を照会する。</p> <p>6.統計</p> <p>㉑統計情報 ・各種統計情報資料を作成する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム 国民年金システム、国民健康保険システム、介護保険システム、後期高齢者医療システム、児童手当システム、福祉医療システム、児童扶養手当システム、子ども子育て支援システム、健康管理システム、障害者福祉システム、生活保護システム、就学援助システム、住宅使用料システム、収納管理システム、滞納管理システム、確定申告受付支援システム、eLTAX、e-Tax <input type="checkbox"/> その他 (
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	収納管理システム
②システムの機能	1.賦課情報取込 ①賦課情報管理 ・個人住民税システムから賦課情報を受取り、収納情報に登録する。 ・更正が行われた場合は、更正処理後の賦課情報も受け取る。 2.収納 ②消込管理 ・納税義務者または各機関から各種納付情報を受け取り、収納情報の消込処理を行う。 ③還付、充当管理 ・還付、充当の対象者を抽出し、充当先がある場合は、充当処理を行い、納税義務者へ充当通知書を知する。 ・充当先がない場合、該当納税義務者に関する還付を行い、収納情報を更新する。 ④督促管理 ・納期限を過ぎても納付が行われていない納税義務者を抽出し、督促状を出力する。 3.滞納繰越 ⑤滞納繰越管理 ・前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 4.外部帳票等発行 ⑥各種証明書発行 ・納税(付)証明書、完納証明書等を作成、交付する。 ⑦納付書再発行 ・納付書を再発行する。 5.照会 ⑧収納情報照会 ・該当者に対する、課税・収納情報等を照会する。 6.会計資料 ⑨各種会計資料作成機能 ・収入日計表、収納月計表等の各種会計資料を作成する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (滞納管理システム)

システム3	
①システムの名称	滞納管理システム
②システムの機能	<p>1. 滞納整理</p> <ul style="list-style-type: none"> : 滞納者登録機能 収納情報より、滞納者を抽出し、滞納情報に登録する。 : 催告機能 督促を促しても納付しない納税者に対して、催告書を出力する。 : 相談対応機能 納税者より徴収猶予の申請を受け、審査結果を登録する。 納税義務者の納税計画に対する納税誓約書を受け取り、情報を管理する。 納税義務者より、延滞金減免の申請を受け、審査結果を登録する。 : 財産調査 財産に関する調査を行い、財産情報を登録する。 <p>2. 交付要求</p> <ul style="list-style-type: none"> : 滞納処分情報登録機能 裁判所、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、交付要求を行った旨を登録する。 財産を差し押さえた滞納者に対し、差押情報を登録する。 <p>3. 決算</p> <ul style="list-style-type: none"> : 不納欠損 執行停止及び時効により納税義務が消滅した時、滞納情報から該当データを抹消する。 : 滞納繰越 前年度の滞納分について、滞納繰越処理を行う。 <p>4. 発行</p> <ul style="list-style-type: none"> : 各種通知書、明細発行及び納付書再発行機能 <p>5. 照会</p> <ul style="list-style-type: none"> : 滞納納情報照会機能 納税義務者の滞納情報等を照会する。 <p>6. 統計資料作成機能:</p> <ul style="list-style-type: none"> : 必要な統計資料を作成し、該当期間に報告する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (収納管理システム)</p>
システム4	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>①団体内統合宛名番号の付番・管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民記録システムから、住民または住登外者に係る個人番号、宛名番号(住民宛名番号または住登外者宛名番号)および基本4情報と付番要求を受信し、団体内統合宛名番号を付番する。 ・住民または住登外者に係る、個人番号、宛名番号(住民宛名番号または住登外者宛名番号)および基本4情報と団体内統合宛名番号を管理する。 <p>②中間サーバー連携を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムから宛名番号および副本情報等を受信し、宛名番号を対応する団体内統合宛名番号に変換し、団体内統合宛名番号および副本情報等を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーから提供要求があったら、団体内統合宛名番号に該当する個人番号、基本4情報を中間サーバーに提供する。
③他のシステムとの接続	<p>[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (国民健康保険システム、介護保険システム、国民年金システム、児童手当システム、児童扶養手当システム、子ども子育て支援システム、就学援助システム、健康管理システム、生活保護システム)</p>

システム5	
①システムの名称	確定申告受付支援システム
②システムの機能	<p>1. 各種データ取込 :宛名情報取込機能 対象年度の入力処理を行うための宛名情報を取り込む。 :課税資料情報取込機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を取り込む。 :社会保険料収納情報取込機能 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険の収納情報を取り込む。</p> <p>2. 課税資料情報入力 :支払報告書情報入力機能 給与支払報告書情報、年金支払報告書情報を入力する。 :申告情報入力機能 申告内容に基づき所得情報や控除情報を入力し、確定申告書、または住民税申告書の作成を行う。</p> <p>3. 課税資料チェック機能 :各課税資料の関連チェックを行う。</p> <p>4. 当初課税データ作成機能 :個人住民税システムで取り込まれる当初課税用ファイルの作成を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>1. 申告データの審査と管理</p> <p>2. 申請・届出データの審査と管理</p> <p>3. 申告データの連携</p> <p>4. 特別徴収データの連携</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム7	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>1. 国税連携データ照会業務</p> <p>2. 団体間回送業務</p> <p>3. マスタ管理業務</p> <p>4. 共通業務</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

システム8									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>①符号管理機能 ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムおよび住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。なお、既存システムおよび住民記録システムとの接続は団体内統合宛名システムが中継する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 ・セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									
システム9									
①システムの名称	統合宛名管理システム								
②システムの機能	<p>①基本情報管理 ・住登外者・法人の基本情報の登録・修正を行う。</p> <p>②口座振替管理機能 ・納税者より口座振替に関する申込、変更、取消等を受け、金融機関へ照会等を行い、納付方法を登録、変更、取消を行う。</p> <p>③名寄せ機能 ・当市における、個人を一意に識別するための独自の識別番号である「宛名番号」が異なる同一個人の名寄せを行う。</p> <p>④送付先・納税管理人等情報管理機能 ・税目ごとに送付先を管理登録する。 ・納税管理人等の情報を登録する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (収納管理システム、滞納管理システム)</td> <td></td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (収納管理システム、滞納管理システム)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (収納管理システム、滞納管理システム)									

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税関係ファイル、収納関係ファイル、滞納関係ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル、団体内統合宛名関係ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表第24項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、 87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、 152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173項 (情報照会の根拠) 第48項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	
—	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税関係ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	賦課期日(1月1日)時点における以下の者 ・当市に住民登録がある者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが居住実態を有する者及びその被扶養者 ・当市に住民登録は無いが事業所又は家屋敷を有する者
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条および第45条の2、地方税法第294条および第317条の2、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条および第8条、番号整備法第14条等に基づき申告情報を保有するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>個人番号: 対象者を正確に特定するために必要な情報である。</p> <p>その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するためには宛名番号が必要である。</p> <p>5情報: 賦課期日時点の氏名、住所等を管理するために必要な情報である。</p> <p>その他住民票関係情報: 納税者と配偶者及び扶養者等との関係を把握するために必要な情報である。</p> <p>国税関係情報: 個人住民税の賦課に必要な所得税情報を確認するために必要な情報である。森林環境税の課税対象者の課税情報や課税状況を管理するために必要な情報である。</p> <p>地方税関係情報: 個人住民税の課税対象者の課税情報や課税状況を管理するために必要な情報である。</p> <p>健康・医療関係情報: 非課税判定、所得控除確認のために必要な情報である。</p> <p>医療保険関係情報: 所得控除確認のために必要な情報である。</p> <p>障害者福祉関係情報: 非課税判定、所得控除確認のために必要な情報である。</p> <p>生活保護・社会福祉関係情報: 非課税判定、減免判定のために必要な情報である。</p> <p>介護・高齢者福祉関係情報: 年金特徴判定のために必要な情報である。</p> <p>雇用・労働関係情報: 特別徴収事業者判定、減免判定のために必要な情報である。</p> <p>年金関係情報: 年金所得情報を把握するために必要な情報である。</p> <p>学校・教育関係情報: 所得控除確認、減免判定のために必要な情報である。</p> <p>災害関係情報: 所得控除確認、減免判定のために必要な情報である。</p>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (ライフサービス課障害福祉課、健康推進課、債権管理課、住宅課、保険年金課、社会福祉課、高齢福祉推進課、子ども若者支援課、母子保健課、幼児課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁(税務署)、公的年金等支払者(日本年金機構)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX)								
③使用目的 ※	個人住民税の適正な賦課のために、課税資料(各種報告書や申告書等)や他団体が保有する課税に関する情報を地方税法や番号法等の範囲内で入手し、個人住民税及び森林環境税の課税漏れや二重課税を防ぎ、適正かつ公平な課税事務を効率的に行うため。								
④使用の主体	使用部署	総務部税務課							
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		①課税対象者(納税義務者)および被扶養者の管理 ・課税対象者(納税義務者)および被扶養者情報を登録する。 ②課税資料の管理 ・各種支払報告書、申告書や届出書等から取得した情報を登録し、課税対象者の情報に紐づける ③税務調査 ・情報提供ネットワークシステムを通じて賦課に必要な情報を入手する。 ④賦課・更正 ・紐づけた課税資料から算出する結果に誤りや、二重課税が無い確認し、賦課・更正を行う。 ⑤通知 ・eLTAXにて特別徴収税額通知データ(正本)の電子的送付を行う。							
	情報の突合	個人を正確に特定するために課税資料情報等と個人番号を利用して突合し、正確性を担保する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託									
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> (1) 件	<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>									
1) 委託する	2) 委託しない								
委託事項1	システムの保守委託								
①委託内容	個人住民税システムの保守委託業務								
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
③委託先名	キステム 株式会社								
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない			
	<選択肢>								
	1) 再委託する	2) 再委託しない							
⑤再委託の許諾方法									
⑥再委託事項									

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (73) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄「情報照会者」に記載されている実施機関(情報照会者)のうち、同表第四欄「利用特定個人情報」に「地方税関係情報」の記載がある情報照会者。
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 詳細は「(別紙2)提供・移転先一覧」を参照。
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第二欄「特定個人番号利用事務」に記載されている事務に使用する。 詳細は「(別紙2)提供・移転先一覧」を参照。
③提供する情報	地方税関係情報(総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第二欄「特定個人番号利用事務」に記載されている事務に該当する者。 詳細は「(別紙2)提供・移転先一覧」を参照。
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報照会者から番号法第19条第8号の規定による特定個人情報の提供の求めがある都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	彦根市教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第11号 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例
②提供先における用途	彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の別表第2の第二欄「事務」に記載されている事務に使用する。
③提供する情報	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する「総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等」を提供。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の別表第2の第二欄「事務」に記載されている事務に該当する者。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (市内データ連携機能)
⑦時期・頻度	彦根市教育委員会から番号法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供の求めがある都度、随時。

移転先1	番号法第9条第1項の別表の上欄に記載されている者であって、評価実施機関内の他部署。 詳細は「(別紙2)提供・移転先一覧」を参照。
①法令上の根拠	番号法第9条第1項および別表 彦根市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 詳細は「(別紙2)提供・移転先一覧」を参照。
②移転先における用途	番号法第9条第1項の別表の下欄に記載されている事務に使用する。 詳細は「(別紙2)提供・移転先一覧」を参照。
③移転する情報	地方税関係情報に代えて、自市の個人住民税に関する総所得金額情報、合計所得金額情報、繰越控除額情報、扶養控除情報等を移転。
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「③対象となる本人の範囲」と同様。
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内データ連携機能)
⑦時期・頻度	他部署から番号法第9条第1項に基づき、特定個人情報の移転の求め(アクセス要求)がある都度、随時。
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワード認証。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (保管方法) ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>(消去方法) ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォーム事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
収納関係ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税関係ファイルの「2.③対象となる本人の範囲」と同様の者。 上記に加えて、過去の個人住民税の未納者。
その必要性	地方税法第24条および第45条の2、地方税法第294条および第317条の2、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条および第8条、番号整備法第14条等に基づき課税された賦課情報を使用し、収納事務を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号: 収納情報の個人を正確に特定するために必要な情報である。 その他識別情報(内部番号): 当市において、個人を一意に識別するためには宛名番号が必要である。 5情報: 収納情報の個人に関する氏名、住所等を管理するために必要な情報である。 連絡先: 手続き内容についての確認等による連絡手段に必要な情報である。 その他住民票関係情報: 収納情報の個人に関する世帯情報を把握するために必要な情報である。 国税関係情報: 納付の元となる森林環境税の課税情報が必要である。 地方税関係情報: 納付の元となる個人住民税の課税情報が必要である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (ライフサービス課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	納税義務者の個人番号を利用し、個人住民税及び森林環境税に関する、より正確かつ効率的な収納管理事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	総務部税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	①収納管理事務 ・同一納税義務者にも関わらず、複数の収納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。 ・個人住民税及び森林環境税の賦課情報、収納情報から、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う。	
	情報の突合	収納情報を照合するにあたり、個人番号を利用して名寄せを実施する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> <input type="checkbox"/> (1) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システムの保守委託	
①委託内容	収納管理システムの保守委託業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	キシステム 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワード認証。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
滞納関係ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	個人住民税関係ファイルの「2.③対象となる本人の範囲」と同様の者。 上記に加えて、過去の個人住民税の未納者。
その必要性	地方税法第24条および第45条の2、地方税法第294条および第317条の2、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条および第8条、番号整備法第14条等に基づき課税された賦課情報を使用し、滞納整理を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号:滞納情報の個人を正確に特定するために必要な情報である。 その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するためには宛名番号が必要である。 5情報:滞納情報の個人に関する氏名、住所等を管理するために必要な情報である。 連絡先:手続き内容についての確認等による連絡手段に必要な情報である。 その他住民票関係情報:滞納情報の個人に関する世帯情報を把握するために必要な情報である。 国税関係情報:納付の元となる森林環境税の課税情報が必要である。 地方税関係情報:納付の元となる個人住民税の課税情報が必要である。 生活保護・社会福祉関係情報:滞納していた税金の請求や返済を中断するために必要な情報である。 雇用・労働関係情報:滞納していた税金を給与から差し押さえるために必要な情報である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (ライフサービス課、社会福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (収納管理システム)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	納税義務者の個人番号を利用し、個人住民税及び森林環境税に関する、より正確かつ効率的な滞納整理事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	総務部税務課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>①滞納整理事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一納税義務者にも関わらず、複数の滞納情報が発生していた場合の名寄せを行うために個人番号を利用する。 ・個人を特定して、納税相談事務を行う。 ・個人を特定して、滞納情報から差押、換価、配当等滞納処分を実施する。 ・個人を特定して、滞納者から提出された猶予申請書に基づき、猶予処分を行う。 	
	情報の突合	滞納情報を照合するにあたり、個人番号を利用して名寄せを実施する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <input type="checkbox"/> 委託しない (1) 件 <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない 	
委託事項1	システムの保守委託	
①委託内容	滞納管理システムの保守委託業務	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 	
③委託先名	キシステム 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	他市町村
①法令上の根拠	地方税法第20条の11
②提供先における用途	他市町村からの滞納状況等調査回答に係る事務
③提供する情報	滞納者の滞納状況等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税者、納税承継人、納税管理人
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	調査および照会を受ける都度、随時。
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワード認証。
7. 備考	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
住登外者宛名番号管理関係ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	庁内で管理する住登外者(住民記録システム以外のシステムにおいて住民とは別に管理しておく必要がある者)。 ただし、個人住民税関係ファイルの「③対象となる本人の範囲」に限る。
その必要性	個人住民税において適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第24条および第45条の2、地方税法第294条および第317条の2、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第7条および第8条、番号整備法第14条等に基づき課税された賦課情報に対応する住登外者の宛名に関する情報を保有するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号:住登外者を正確に特定するために必要な情報である。 その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に識別するためには宛名番号が必要である。 5情報:住登外者の氏名、住所等を管理するために必要な情報である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用										
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (ライフサービス課、障害福祉課、健康推進課、債権管理課、住宅課、保険年金課、社会福祉課、高齢福祉推進課、こども若者支援課、母子保健課、幼児課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()									
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (庁内データ連携機能で各業務システムから連携した住民および住登外者の特定個人情報をもとに団体内統合宛名番号と紐づけを行う。)									
③使用目的 ※	情報提供ネットワークシステムへ特定個人情報の提供の求めや特定個人情報の提供を行う場合に、個人番号に対応した団体内統合宛名番号を用いるため、個人番号に紐づけて(団体内統合宛名番号を含む)団体内統合宛名関係情報の管理を行う。									
④使用の主体	使用部署	総務部税務課								
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
⑤使用方法	自治体中間サーバーに住民票関係情報の副本を登録する際に、住民記録システムから受信した住民宛名番号を団体内統合宛名番号に変換して自治体中間サーバーに送信する。 自治体中間サーバーから団体内統合宛名情報取得電文を受信したら、当該団体内統合宛名番号に該当する基本4情報を同サーバーに送信する。									
	情報の突合	団体内統合宛名関係情報を更新する際に、住民記録システム等から受信した団体内統合宛名関係に関する更新データと団体内統合宛名関係情報を、個人番号をもとに突合し、と団体内統合宛名関係情報の追加又は修正の更新判断を行う。								
⑥使用開始日	平成28年1月1日									
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託										
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> (1) 件		<選択肢>		1) 委託する	2) 委託しない				
<選択肢>										
1) 委託する	2) 委託しない									
委託事項1	システムの保守委託									
①委託内容	団体内統合宛名システムの保守委託業務									
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>		<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
<選択肢>										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
③委託先名	キシステム 株式会社									
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 再委託する</td> <td>2) 再委託しない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 再委託する	2) 再委託しない				
	<選択肢>									
	1) 再委託する	2) 再委託しない								
⑤再委託の許諾方法										
⑥再委託事項										

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input checked="" type="checkbox"/> 行っていない
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID/パスワード認証。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (保管方法) ・中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、日本国内でデータを保管している。 ・特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>(消去方法) ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォーム事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ・中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。</p>
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

「(別紙1)特定個人情報ファイル記録項目」を参照。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税関係ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日(1月1日)時点で当市に住所を有していたかどうかについては、最新の住民情報を管理している既存住民基本台帳システムより情報の移転を受けており、対象外の住民に対する課税が発生しないよう、賦課期日近辺の異動者については、特に注意をして確認を行っている。 ・賦課期日(1月1日)時点での課税対象者情報に記録のない者からの申告情報に基づき課税対象者情報または申告情報を入手する場合は、当市で課税するかどうかを判断した上で、課税する場合は、住民票上の住所地区町村に対して通知する等を行っており、目的の範囲を超えた入手が行われない対策をとっている。 ・その他、特定個人情報の取り扱いに関しては、当市セキュリティポリシーに準ずる。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> <div>3) 課題が残されている</div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・提出された申告資料に記載された個人番号が申告者、申請者(届出人)本人の個人番号の場合は、窓口で個人番号カードまたは通知カードと他の証明書類の提示を求め、個人番号の真正性を確認する。 ・上記による確認がとれない場合、該当者が当該市町村に住所をもつ者であれば、個人住民税システムにより団体内統合宛名システムと照合し、個人番号の確認を行う。当該市町村に住所を持たない者の場合は、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を検索し、個人番号の確認を行う。 	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない) ・他業務からアクセスにおいては、番号法第9条別表一に規定された個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないよう系統的に制御している。 ・個人住民税システムにおいては、システム操作に関する操作履歴の記録を適切な方法で実施している。 ・個人住民税システムの稼働するLANでは、外部からの侵入ができないようファイアウォールによる適切なアクセス制御を実施している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p> </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。 <p><確定申告・国税連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・独自のユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、不正利用が行えない対策を実施している。
その他の措置の内容	システムの利用者IDやアクセス権限については、随時確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して照会・異動・証明発行を行ったまで記録している。) 	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・漏えい、滅失等の防止および適切な管理のための措置要求 ・特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・特定個人情報の複写・複製の禁止 ・漏えい等事案が発生した場合の報告義務 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者・責任者の明確化 ・従業者・責任者に対する監督・教育 ・必要があると認めるときは、委託先に対して実地の監査、調査等を行うことができる旨 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	委託先において利用するユーザーIDについては、職員と同等の監視を行っており、アクセス権限の制御および利用履歴の記録を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、特定個人情報を委託先に提供していない。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報照会処理については、当該事務の権限を有する職員のみを実施できるようにアクセス権限を設定している。 ・情報照会処理については、業務システム側で操作ログを記録しており、処理実施者、操作内容を把握している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リストとの照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォーム事業者およびクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (物理的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>(技術的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><ガバメントクラウドにおける措置> (物理的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>(技術的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国およびクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)またはガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・サーバ、端末(パソコン)、磁気ディスクの廃棄時は、専用ソフトによるフォーマット又は物理的粉碎を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。
- ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。

<ガバメントクラウドにおける措置>
・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査

実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査	<input type="checkbox"/> 外部監査
-------	-------------------------------	--	-------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none">・各所属において研修計画を立て、研修を実施している。・人事異動等により新たに配属された職員に対し、マニュアルにより教育を実施している。・職員の理解度をチェックするために、年1回情報セキュリティに関しセルフチェックを実施している。・全庁的な研修として、年1回以上庁内の集合研修を実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>
・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体およびその業務データの取扱いについて委託を受けるASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁および関係者で協議を行う。

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
収納関係ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	収納関係ファイルについては、個人住民税関係ファイルに登録されている課税情報から作成されるものであり、個人住民税関係ファイルの「Ⅲ リスク対策」「2. 特定個人情報の入手」に記載した措置を講じた情報を使用している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;">< 選択肢 ></div> <div> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>収納管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。 また、認証後は利用機能の認可機能により、その職員が収納管理システム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を施している。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない) ・他業務からアクセスにおいては、番号法第9条別表一に規定された個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないよう系統的に制御している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。
その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、随時確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>収納管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。 (操作者がどの個人に対して何の処理を行ったかまで記録している。)</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・漏えい、滅失等の防止および適切な管理のための措置要求 ・特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・特定個人情報の複写・複製の禁止 ・漏えい等事案が発生した場合の報告義務 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者・責任者の明確化 ・従業者・責任者に対する監督・教育 ・必要があると認めるときは、委託先に対して実地の監査、調査等を行うことができる旨 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	委託先において利用するユーザーIDについては、職員と同等の監視を行っており、アクセス権限の制御および利用履歴の記録を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、特定個人情報を委託先に提供していない。

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属において研修計画を立て、研修を実施している。 ・人事異動等により新たに配属された職員に対し、マニュアルにより教育を実施している。 ・職員の理解度をチェックするために、年1回情報セキュリティに関しセルフチェックを実施している。 ・全庁的な研修として、年1回以上庁内の集合研修を実施している。
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体およびその業務データの取扱いについて委託を受けるASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁および関係者で協議を行う。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
滞納関係ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納関係ファイルについては、個人住民税関係ファイルに登録されている課税情報及び収納関係ファイルに登録されている収納情報から作成されるものであり、個人住民税関係ファイルの「Ⅲ リスク対策」「2. 特定個人情報の入手」に記載した措置を講じた情報を使用している。 ・他市区町村からの照会文書による入手については、当市から送信した照会文書に対して他市区町村の滞納担当者が記載して提出するものであり、記載内容は該当滞納者のみの情報を記載する様式となっている。
リスクへの対策は十分か	<p style="text-align: center;">[十分である] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p style="text-align: center;">3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>滞納管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。</p> <p>また、認証後は利用機能の認可機能により、その職員が滞納管理システム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を施している。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない) ・他業務からアクセスにおいては、番号法第9条別表一に規定された個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないよう系統的に制御している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。
その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、随時確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>滞納管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して何の処理を行ったかまで記録している。)</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・漏えい、滅失等の防止および適切な管理のための措置要求 ・特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・特定個人情報の複写・複製の禁止 ・漏えい等事案が発生した場合の報告義務 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者・責任者の明確化 ・従業者・責任者に対する監督・教育 ・必要があると認めるときは、委託先に対して実地の監査、調査等を行うことができる旨 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	委託先において利用するユーザーIDについては、職員と同等の監視を行っており、アクセス権限の制御および利用履歴の記録を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、特定個人情報を委託先に提供していない。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	地方税法の規定により認められる範囲において、必要な情報のみを提供することとしている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <p><ガバメントクラウドにおける措置> (物理的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>(技術的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国およびクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)またはガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ、端末(パソコン)、磁気ディスクの廃棄時は、専用ソフトによるフォーマット又は物理的粉碎を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 	

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属において研修計画を立て、研修を実施している。 ・人事異動等により新たに配属された職員に対し、マニュアルにより教育を実施している。 ・職員の理解度をチェックするために、年1回情報セキュリティに関しセルフチェックを実施している。 ・全庁的な研修として、年1回以上庁内の集合研修を実施している。
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体およびその業務データの取扱いについて委託を受けるASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁および関係者で協議を行う。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
住登外者宛名番号管理関係ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	住登外者宛名番号管理関係ファイルについては、個人住民税関係ファイルに登録されている課税情報の一部であり、個人住民税関係ファイルの「Ⅲ リスク対策」「2.特定個人情報の入手」に記載した措置を講じた情報を使用している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
住登外者宛名番号管理システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。また、認証後は利用機能の認可機能により、その職員が住登外者宛名番号管理システム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を施している。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、個人番号が参照できないような仕組みが構築されている。(個人番号を物理的に表示しない) ・他業務からアクセスにおいては、番号法第9条別表一に規定された個人番号利用事務以外のシステムからは個人番号にアクセスできないよう系統的に制御している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 行っている 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。
その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、随時確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である </div> </div> <div style="margin-top: 5px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>住登外者宛名番号管理システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して何の処理を行ったかまで記録している。)</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・漏えい、滅失等の防止および適切な管理のための措置要求 ・特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・特定個人情報の複写・複製の禁止 ・漏えい等事案が発生した場合の報告義務 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者・責任者の明確化 ・従業者・責任者に対する監督・教育 ・必要があると認めるときは、委託先に対して実地の監査、調査等を行うことができる旨 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[<input type="checkbox"/> 再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	委託先において利用するユーザーIDについては、職員と同等の監視を行っており、アクセス権限の制御および利用履歴の記録を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、特定個人情報を委託先に提供していない。

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <p><ガバメントクラウドにおける措置> (物理的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>(技術的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国およびクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)またはガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ、端末(パソコン)、磁気ディスクの廃棄時は、専用ソフトによるフォーマット又は物理的粉碎を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 	

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属において研修計画を立て、研修を実施している。 ・人事異動等により新たに配属された職員に対し、マニュアルにより教育を実施している。 ・職員の理解度をチェックするために、年1回情報セキュリティに関しセルフチェックを実施している。 ・全庁的な研修として、年1回以上庁内の集合研修を実施している。
10. その他のリスク対策	
<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体およびその業務データの取扱いについて委託を受けるASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁および関係者で協議を行う。</p>	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
団体内統合宛名関係ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	住民または住登外者に係る情報について、番号法に基づく情報連携が必要となった場合に、団体内統合宛名番号の付番が必要となる業務システムから、当該住民または住登外者の団体内統合宛名番号付番依頼情報(個人番号、宛名番号(住民宛名番号または住登外者宛名番号)および基本4情報)に関するデータを受信し、団体内統合宛名番号を付番し団体内統合宛名関係ファイルを記録するため、経常的な運用において、目的外の対象者の入手は発生しない。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 10px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; gap: 20px;"> <div>1) 特に力を入れている</div> <div>2) 十分である</div> </div> </div> <div style="margin-left: 100px;">3) 課題が残されている</div>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証を実施している。また、認証後は利用機能の認可機能により、その職員がシステム上で利用可能な機能を制限することで、臨時的な運用においても、不適切な方法で入手が行えない対策を施している。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務からは、団体内統合宛名関係ファイルにアクセスできないように、アクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザー(職員)IDによる識別とパスワードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の認可機能により、そのユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで、権限を超えて不正に利用できないよう対策を実施している。 ・システムの利用できる端末をシステムで管理することにより、不正な端末から利用できないような制御を実施している。
その他の措置の内容	システムのユーザーIDやアクセス権限については、随時確認を実施し不要となったIDや権限を変更または削除する等のアクセス権限に対する対策も実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
団体内統合宛名システムでは、操作者による認証から認証解除を行うまでの間、監査証跡の記録を行っている。(操作者がどの個人に対して何の処理を行ったかまで記録している。)	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク： 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・漏えい、滅失等の防止および適切な管理のための措置要求 ・特定個人情報の持ち出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・特定個人情報の複写・複製の禁止 ・漏えい等事案が発生した場合の報告義務 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・特定個人情報を取り扱う従業者・責任者の明確化 ・従業者・責任者に対する監督・教育 ・必要があると認めるときは、委託先に対して実地の監査、調査等を行うことができる旨 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	委託先において利用するユーザーIDについては、職員と同等の監視を行っており、アクセス権限の制御および利用履歴の記録を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

委託している業務については、主管課に設置された専用のPCを使用して作業しているため、特定個人情報を委託先に提供していない。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	団体内統合宛名機能は、「各業務システムから、情報照会依頼を受信し、宛名番号を団体内統合宛名番号に変換の上、自治体中間サーバーに対し、情報照会依頼を送信する」ことや、「自治体中間サーバーから、情報照会結果を受信し、団体内統合宛名番号を対応する宛名番号に変換し、各業務システムに対し、情報照会結果を送信する」ことを行うだけなので、経常業務において、目的外の入手が行われることはない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	団体内統合宛名機能は、「各業務システムから、宛名番号及び副本情報を受信し、宛名番号を団体内統合宛名番号に変換の上、自治体中間サーバーに対し、団体内統合宛名番号及び副本情報を送信する」ことを行うだけなので、経常業務において、不正な提供が行われることはない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォーム事業者およびクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> (物理的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 <p>(技術的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><ガバメントクラウドにおける措置> (物理的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <p>(技術的安全管理措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国およびクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)またはガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・サーバ、端末(パソコン)、磁気ディスクの廃棄時は、専用ソフトによるフォーマット又は物理的粉碎を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。
- ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。

<ガバメントクラウドにおける措置>
 ・データの廃棄時は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。

8. 監査

実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査	[] 外部監査
-------	----------	---	----------

9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・各所属において研修計画を立て、研修を実施している。 ・人事異動等により新たに配属された職員に対し、マニュアルにより教育を実施している。 ・職員の理解度をチェックするために、年1回情報セキュリティに関しセルフチェックを実施している。 ・全庁的な研修として、年1回以上庁内の集合研修を実施している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	

10. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
 ・運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。
 ・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>
 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。
 ・ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体およびその業務データの取扱いについて委託を受けるASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
 ・ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁および関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	彦根市総務部総務課法規行政係 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6100
②請求方法	指定様式による書面の提出
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	彦根市総務部税務課、債権管理課 〒522-8501 滋賀県彦根市元町4番2号 0749-30-6140、0749-30-6109
②対応方法	電話での問い合わせは対応しない。庁内での問い合わせは、記録簿に記録を残して対応。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年9月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

